

令和 5 年 第 4 回臨時会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 5 月 10 日

横 瀬 町 議 会

令和5年
第4回臨時会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月10日(水)	
○臨時議長の紹介	5
○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○仮議席の指定	5
○議長の選挙	6
○議長就任のあいさつ	7
○議席の指定	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○副議長の選挙	9
○副議長就任のあいさつ	10
○常任委員会委員の選任	10
○常任委員会正副委員長の互選	11
○議会運営委員会委員の選任	12
○議会運営委員会正副委員長の互選	13
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙	13
○町長あいさつ	14
○管理職の紹介	15
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
・議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町税条例の一部を改正する条例)	
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
・議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
・議案第30号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算(第1号)	
○議案第31号の上程、説明、質疑、採決	22
・議案第31号 横瀬町監査委員の選任について	

○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、採決	2 3
・議案第 3 2 号 横瀬町監査委員の選任について	
○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、採決	2 4
・議案第 3 3 号 横瀬町公平委員会委員の選任について	
○閉会中の継続審査の申し出	2 5
○閉 会	2 5

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第40号

令和5年第4回横瀬町議会臨時会を、次の事件につき、令和5年5月10日横瀬町役場に招集する。

令和5年5月2日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

付議事件

- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）
- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 1、令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）
- 1、横瀬町監査委員の選任について
- 1、横瀬町監査委員の選任について
- 1、横瀬町公平委員会委員の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

令和5年第4回横瀬町議会臨時会 第1日

令和5年5月10日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、臨時議長の紹介

1、開 会

1、開 議

1、議事日程の報告

1、仮議席の指定

1、選挙第 1号 議長の選挙

1、議長就任のあいさつ

1、議席の指定

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、選挙第 2号 副議長の選挙

1、副議長就任のあいさつ

1、常任委員会委員の選任

1、常任委員会正副委員長の互選

1、議会運営委員会委員の選任

1、議会運営委員会正副委員長の互選

1、選挙第 3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

1、町長あいさつ

1、管理職の紹介

1、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号 横瀬町監査委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第32号 横瀬町監査委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第33号 横瀬町公平委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員	
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	子	議員
7番	新	井	鼓	次	郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長		
設	樂	政	夫	教	育	長	小	泉	照	雄	総	務	課	長
大	畑	忠	雄	ま	ち	経	工	藤	学	税	務	会	計	兼
				課	長	営				課	長	管	理	者
平	沼	宏	一	町	民	課	平	沼	朋	子	福	祉	介	護
				長							課	長		
守	屋	則	子	健	育	康	町	田	勝	一	振	興	課	長
				子	課	長								
小	泉	達	美	建	設	課	町	田	一	生	教	育	次	長
逸	見	和	秀	教	育	担								
				當	長	長								

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事	務	局	長	渡	辺		岬	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---

◎臨時議長の紹介

○加藤 勉事務局長 皆様、おはようございます。

議会事務局長の加藤でございます。並びに書記の渡辺でございます。いろいろとお世話になりますが、どうぞよろしく申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を務めることとなっております。

年長の若林清平議員をご紹介します。

若林清平議員、よろしく申し上げます。

〔若林清平臨時議長、議長席に着席〕

○若林清平臨時議長 ただいまご紹介をいただきました若林清平です。地方自治法の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

_____ ◇ _____

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林清平臨時議長 ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回横瀬町議会臨時会を開会いたします。

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○若林清平臨時議長 直ちに本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○若林清平臨時議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎仮議席の指定

○若林清平臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、配付してあります仮議席表の議席といたします。

_____ ◇ _____

◎議長の選挙

○若林清平臨時議長 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法とがございますが、どちらの方法がよいか発言を求めます。

〔「8番」と言う人あり〕

○若林清平臨時議長 8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 投票をお願いいたします。

○若林清平臨時議長 ただいま8番、内藤純夫議員より投票でという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

これより議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○若林清平臨時議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

4番 向井芳文 議員

5番 黒澤克久 議員

6番 宮原みさ子 議員

3名をご指名いたします。

投票用紙をお配りします。

念のため申し上げますが、投票用紙は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○若林清平臨時議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林清平臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○若林清平臨時議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔投票〕

○若林清平臨時議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林清平臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4番、向井芳文議員、5番、黒澤克久議員、6番、宮原みさ子議員、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○若林清平臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票
有効投票 12票
無効投票 0票です。

有効投票のうち

新 井 鼓次郎 議員 11票
宮 原 みさ子 議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがいまして、11票を獲得した新井鼓次郎議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○若林清平臨時議長 ただいま議長に当選されました新井鼓次郎議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨告知をいたします。



◎議長就任のあいさつ

○若林清平臨時議長 新井鼓次郎議員の議長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔7番 新井鼓次郎議員登壇〕

○7番 新井鼓次郎議員 お許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。7番、新井鼓次郎でございます。

ただいま皆様のご選任を賜りまして、議長の職に就かせていただくことになりました。誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。皆様のご理解と、それからご指導を賜りながら、円滑なる議会運営、そして活発なる議会活動ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、皆様よろしく願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染症対応というのですか、これが5類となりまして、コロナ前の日常に戻りつつある動きがこれから出てまいります。とはいえ、コロナそのものが終息したわけではありません。まだまだ注意が必要ですし、対策も必要でございます。我々は、このコロナ禍においていろんな貴重な経験をしました。緊急時の対応、人との触れ合い、会議の在り方、いろいろ新しいことを学びました。これらのことを生かしまして、今後のよりよい横瀬町、暮らしやすい町のため努めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様、ご理解賜りまして、またご指導、ご鞭撻をいただきまして、議会運営よろしく願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任のごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○若林清平臨時議長 皆様のご協力によりまして、無事に議長の選挙ができました。ありがとうございます。

それでは、新井鼓次郎議長に議長席にお着き願います。
暫時休憩といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

〔新井鼓次郎議長、議長席に着く〕

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

お許しをいただきまして、議長席に着かせていただきます。



◎議席の指定

○新井鼓次郎議長 次に、日程第3、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定については、会議規則第3条に議長が定めることと規定されております。議席の決め方ですが、前例に倣い、期の若い方から、さらに同じ期の場合においては生年月日により年齢の若い方から順に、議席番号の1番から12番までといたします。

会議規則の規定により議長より申し上げます。

事務局長より発表いたしますので、お聞き取りください。

○加藤 勉事務局長 発表いたします。

1番 森 沢 望 美 議員	2番 関 貴 志 議員
3番 町 田 多 議員	4番 向 井 芳 文 議員
5番 黒 澤 克 久 議員	6番 宮 原 みさ子 議員
7番 新 井 鼓次郎 議員	8番 内 藤 純 夫 議員
9番 若 林 想一郎 議員	10番 関 根 修 議員
11番 小 泉 初 男 議員	12番 若 林 清 平 議員

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 議席の指定につきましては、ただいま発表したとおりにさせていただきます。



◎会議録署名議員の指名

○新井鼓次郎議長 日程第4、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

1 番 森 沢 望 美 議員

2 番 関 貴 志 議員

3 番 町 田 多 議員

以上、3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○新井鼓次郎議長 日程第5、会期の決定についてを議題とします。

ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。



◎副議長の選挙

○新井鼓次郎議長 日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法とがございしますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 副議長ですが、4番、向井芳文議員が副議長に適任だと思いますので、ここで推薦いたしますので、皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○新井鼓次郎議長 ただいま8番、内藤純夫議員から指名推選でという発言がございましたが、ご異議ございませんか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 それでは、改めまして、4番、向井芳文議員を副議長に推薦いたします。

○新井鼓次郎議長 ただいま8番、内藤純夫議員から、4番、向井芳文議員を副議長との発言がございました。

4番、向井芳文議員を副議長選挙の当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、4番、向井芳文議員が副議長に当選されました。
議場に向井芳文議員がおられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨告知をいたします。



◎副議長就任のあいさつ

○新井鼓次郎議長 ここで、向井芳文議員の副議長就任のごあいさつをお願いします。

〔4番 向井芳文議員登壇〕

○4番 向井芳文議員 皆様こんにちは。ただいまご推薦をいただきまして、また異議なしということで副議長の選任をいただきました4番の向井芳文でございます。

新井議長の下、少しでもよりよい活発な、また円滑な議会を目指して、また一番は町民の皆様の幸せを感じるそんな町を目指して努めてまいりたいと思いますので、これまで同様、引き続きのご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。大変皆様、ありがとうございました。

○新井鼓次郎議長 皆様のご協力によりまして、無事に副議長の選出ができました。ありがとうございました。



◎常任委員会委員の選任

○新井鼓次郎議長 日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮り、指名することになっております。

つきましては、事務局長立会いの下に、副議長と相談の上選考し、ご指名申し上げたいと思います。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時31分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

各常任委員会委員について、議長よりご指名申し上げます。
事務局長より発表いたします。

○加藤 勉事務局長 発表いたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員でございますが、

1番 森 沢 望 美 議員 2番 関 貴 志 議員

4番 向井 芳文 議員 7番 新井 鼓次郎 議員

9番 若林 想一郎 議員 11番 小泉 初男 議員

続きまして、産業建設常任委員会委員になります。

3番 町田 多 議員 5番 黒澤 克久 議員

6番 宮原 みさ子 議員 8番 内藤 純夫 議員

10番 関根 修 議員 12番 若林 清平 議員

続きまして、広報常任委員会委員になります。

1番 森沢 望美 議員 2番 関 貴志 議員

3番 町田 多 議員 4番 向井 芳文 議員

5番 黒澤 克久 議員 6番 宮原 みさ子 議員

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおり各常任委員会委員を決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、先ほどの発表のとおり決定いたしました。



◎常任委員会正副委員長の互選

○新井鼓次郎議長 日程第8、常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づきまして、各常任委員会ごとに委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

なお、初めに総務文教厚生常任委員会は第1委員会室、産業建設常任委員会は議員控室でご相談いただき、その後、広報常任委員会は議員控室でご相談していただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時41分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

各常任委員会委員長、副委員長の互選の結果について、事務局長より発表いたします。

○加藤 勉事務局長 発表いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長 若林 想一郎 議員

副委員長 向井 芳文 議員

産業建設常任委員会委員長 黒澤克久 議員
副委員長 町田多 議員
広報常任委員会委員長 宮原みさ子 議員
副委員長 向井芳文 議員

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおりご了承いただきたいと思います。



◎議会運営委員会委員の選任

○新井鼓次郎議長 日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。

つきましては、事務局長立会いの下に副議長と相談の上選考し、ご指名申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

議会運営委員会委員について、議長よりご指名申し上げます。

事務局長より発表いたします。

○加藤 勉事務局長 発表いたします。

4番 向井芳文 議員 8番 内藤純夫 議員
9番 若林想一郎 議員 10番 関根修 議員
11番 小泉初男 議員 12番 若林清平 議員
以上でございます。

○新井鼓次郎議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおり議会運営委員会委員を決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、先ほどの発表のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会正副委員長の互選

○新井鼓次郎議長 日程第10、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づき、委員会において委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

なお、議員控室においてご相談いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時48分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選の結果について、事務局長より発表いたします。

○加藤 勉事務局長 発表いたします。

議会運営委員会委員長 内藤 純 夫 議員

副委員長 関 根 修 議員

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおりご了承いただきたいと思います。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○新井鼓次郎議長 日程第11、選挙第3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法とがございますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 指名推選がいいと思います。よろしくお願ひいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいま4番、向井芳文議員より指名推選の方法でという発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、慣例に倣い、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、秩父広域市町村圏組合議会議員に9番、若林想一郎議員、10番、関根修議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方々を組合議会議員の当選人と定めることについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

当選者が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨告知いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。



◎町長あいさつ

○新井鼓次郎議長 ここで議案の審議に入る前に、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 議長にお許しをいただき、一言あいさつをさせていただきます。

本日ここに、新しく選出されました議員各位をお迎えしての初めての議会に当たり、ごあいさつの機会をいただき、大変ありがとうございます。

皆様方におかれましては、令和5年4月23日執行の横瀬町議会議員一般選挙におきまして、めでたく当選となられましたこと、心よりお祝い申し上げます。また、ただいまは議長、副議長をはじめ常任委員会等の構成が決定され、新しい議会の体制が整いましたこと、心からお喜びを申し上げます。

さらに、新井鼓次郎議長、向井芳文副議長におかれましては、見識豊かで町民からの信望も厚く、日頃から町政発展のためにご活躍をされている方でございます。今後の議会運営にお力を十分に発揮されますことを心からご祈念申し上げます。

私も、横瀬町発展のため、議員の皆様方のご支援、ご協力を賜り、町民の期待と信頼に応えられる行政

運営に努めてまいり所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1点近況報告をさせていただきます。去る4月26日、27日、2日間に分けて、毎年恒例の職員説明会を実施しました。私から職員全員に向けて、年度の運営方針を説明する機会です。3月の議会で発表させていただいた施政方針及び4月、仕事始めの年頭訓示を踏まえ、さらに人口動態等のデータを用いて今年度の運営方針、重点テーマについて話をしました。その中で、今年度の最重点テーマとして、改めて町の声聞くということ挙げさせていただきました。町の声聞くを最優先と位置づける理由は、大きく3つあります。

まずは、今年度が第6次横瀬町総合振興計画の前期最終年度であり、次の4年間の計画策定のタイミングに当たっていること。2つ目、民間活力を積極的に活用したまちづくりが進捗し、中心地づくりが形になるなど、まちづくりが新しい段階に入ってきていること。3つ目、少子高齢化が一層進行していることや、このコロナ禍を経たことで人々の考え方や生活パターン、地域社会のありようが変化してきていることなどからです。とりわけ、声なき声を拾う、探しに行くという意識を持ち、先入観に縛られずに問いと仮説を立てて形にしていくというスタンスを主に、今年度は町政運営を進めていきたいと考えます。

私自身も今年度は、例年以上に町に出て、町の声聞く機会を積極的につくっていきたいと考えます。議員各位におかれましては、何とぞご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本臨時会にご提案申し上げました議案ではありますが、専決処分の承認を求めることについて2件、補正予算1件、人事案件3件でございます。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 以上で町長の発言を終わります。



◎管理職の紹介

○新井鼓次郎議長 ここで執行部より各管理職の紹介をいたしたい旨の申入れがございました。これを許可したいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時06分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。



◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**新井鼓次郎議長** 日程第12、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○**富田能成町長** 上程されました日程第12、議案第28号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要が生じ、令和5年3月31日、横瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**新井鼓次郎議長** 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔工藤 学税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○**工藤 学税務会計課長兼会計管理者** それでは、議案第28号 横瀬町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

国におきまして、地方税法等の一部改正がありましたので、関連する横瀬町税条例の一部をこれに合わせる改正が必要となりましたので、内容についてご説明申し上げます。

説明の資料としまして、お手元にお配りしております。議案第28号資料①の新旧対照表と、議案第28号資料②の改正概要を御覧いただければと思います。その中で、議案第28号資料②の改正の概要を中心にご説明申し上げます。

まず、個人の町民税の関係でございます。第34条の9第2項についてでございますが、森林環境税の導入に伴いまして、地方税法施行令第48条の9の3が改正されたことによるもので、確定申告などにより株式の配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除額に不足額が生じた場合の還付、または納付について、個人の町民税に新たに森林環境税を含めた納付、納入をすることを改正するものでございます。

次に、第36条の3の2第2項についてでございますが、新たな規定でございます。給与所得者が扶養親族の申告、これは主に職場での給与支払者を通じて行う年末調整の関係する書類になるかと思っておりますが、この申告書について、前年の扶養親族の申告内容と異動がない場合は、異動がないことを記載した申告書を申告することで申告ができるよう、申告書の記載事項の簡素化を行うものでございます。

続きまして、第36条の3の2のうち、第3項から第6項につきましては、今回の改正に伴いまして、項ずれが生じた場所を反映するものでございます。

続きまして、第38条第1項と3項、以下、改正概要の1ページ目の最後までになりますが、第47条の6第1項と2項、ここまでは関連で、国税であります森林環境税を町民税に賦課徴収する方法について規定するものでございます。主に文言の修正と、普通徴収及び特別徴収の方法による納税通知書に記載する納付額に森林環境税の欄を新たに追加し、またはこれに伴う納入様式の一部を改正するものでございます。

このほか、特別徴収から普通徴収、または普通徴収から特別徴収への異動が生じた場合の森林環境税の納付方法についての改正の内容を合わせる形で反映するものでございます。

続きまして、法人の町民税の関係でございます。改正概要の2ページ目を御覧ください。第48条第1項と5項、次の第50条第1項と2項につきましては、法人の町民税の納付の様式が改正されたことによるものと、文言の修正に伴うものでございます。

続きまして、軽自動車税の関係でございます。第82条でございますが、3輪の特定小型原動機付自転車の納税の種別を、現在のミニカーの区分から原動機付自転車の区分へと改正するものでございます。

続きまして、たばこ税の関係になります。第98条第1項と5項、次の第101条第1項につきましては、たばこ税を納めていただく際の納付書様式の変更でございます。地方税統一のQRコード入りの納付書に改正をするものでございます。

続きまして、附則の改正になります。附則の第8条第1項から附則の第25条にかけては、減額の特例期間の延長、あと条文の中の項ずれの整理などが主な改正点となっております。

以上が改正の概要になります。

なお、各条の見出しの欄に施行日の記載がないものは、令和5年4月1日の施行となります。

以上で議案第28号の説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 すみません。1点だけなのですけれども、法人の町民税の申告納付の様式の新設というのは、どこがどういうふうになるのかを1点お聞きします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○工藤 学税務会計課長兼会計管理者 ただいまのご質問でございますが、法人の町民税につきましても、QRコード入りの納付書に変更となるものでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第13、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第29号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、令和5年3月31日、横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の説明を求めます。

税務会計課長。

〔工藤 学税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○工藤 学税務会計課長兼会計管理者 それでは、議案第29号 横瀬町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

国におきまして、令和5年度税制改正の大綱におきまして、令和5年度の講じるべき措置として、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の引上げについてが示され、これを踏まえ、地方税法等の一部改正により、関連する横瀬町国民健康保険税条例の一部をこれに合わせるため改正するものでございます。

説明の資料といたしまして、お手元にお配りをしております議案第29号資料①、新旧対照表と、議案第29号資料②、改正概要を御覧いただければと思います。

それでは、議案第29号資料②の改正概要を中心にご説明申し上げます。最初に、第2条第3項の改正内容になります。国民健康保険税におきましては、被保険者の納税意欲への影響や制度及び事業の円滑な運営を確保することから、納めていただく保健税の額は、地方税法施行令の基準により、一定の課税の限度額が設けられております。今回は、その課税限度額の変更によるものになります。

内容といたしましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現在の「20万円」から「22万円」へ改正するものでございます。なお、医療給付費分65万円は変更ございません。

また、介護納付金分の限度額も17万円で、現行と変更はございませんので、合計額を現在の「102万円」から「104万円」へと変更するものでございます。

続きまして、第21条第1項でございますが、軽減措置について、判定の所得の基準の見直しによるものでございます。5割軽減の対象となる世帯につきましては、現行の所得額が「28万5,000円」から「29万円」に、2割軽減の対象となる世帯につきましては、現行の所得額が「52万円」から「53万5,000円」となるよう軽減判定の基準が見直されるものでございます。

続きまして、第21条の2についてでございますが、改正に対応する法令に合わせた語句に整理をするも

のでございます。

続きまして、第22条の2第2項についてでございますが、特例を申請する際に提示をする書類につきまして、対応する法令に定める規定に合わせるものでございます。

続きまして、附則の改正でございますが、対応する規定の条、項と合わせるものになります。

以上が主な改正の概要になります。

なお、この条例は、令和5年4月1日の施行となります。

以上で議案第29号の説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第29号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第14、議案第30号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第30号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万4,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,165万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩して、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時25分

○若林想一郎議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 向井芳文でございます。質問をさせていただきます。

こちらのまず、告知方法、それから支給方法、そしてその手順について教えてください。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、告知方法でございますけれども、こちらにつきまして、この今回対象となる方が昨年度実施した同じ特別給付金の対象者が1人、それと3月31日時点で子供を養育する方で、非課税相当の方ということの2種類ございます。まず、最初の令和4年度に受給した方の給付金の対象につきましての告知方法につきましては、こちらが積極支給というので申請なしでしますのです、こちらは対象の方に直接通知を差し上げるということで告知させていただきます。あと、残りのほうの支給対象者の方につきましては、広報、またはSNSですとか、ちょっと今は検討中なのですが、直接対象の方全員となると200世帯ぐらいになる予定なので、その辺りをどうしようかというのをちょっと検討中でございます。

あと、支給方法につきましては、先ほど申しました昨年度の給付金を受けた方については、申請なしで前回振り込んだ口座に直接振り込むという形になります。

あと、2番目の申請する18歳未満の父兄・父母につきましては、申請をいただく形になりますので、その後、支給決定、口座振込、指定口座に振り込むという形になります。

あと、手順ですか、今申し上げたとおり、この後に、まずは周知をさせていただく、それで申請をいただいて、指定の口座に振込をさせていただくということになります。対象の方が令和6年の2月29日生まれまでのお子さんが対象となっておりますので、出生等転入等ございましたら、その都度、ご案内をさせていただくという形で、速やかに支給したいと考えております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ご説明ありがとうございます。少しでも多くの皆様にしっかりとそのお金が行って、役に立つということが望ましいわけですが、今お聞きした感じだと、対象世帯が全部申請してしまうと、今の予算では足りないということでよろしいのでしょうか。今、200世帯という数が答弁でございましたので、その辺りをもう少し詳しく教えていただきたいということと、そうであった場合に、この後、追加で補正等も含めて考えているかどうかということをお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 再質問にお答えいたします。

対象の方、先ほど200名程度になるというお話だったのですけれども、その18歳未満のお子さんを持っている方が200名程度で、その中で非課税相当の方というのは、ちょっと令和5年の非課税相当がまだ出ておりませんので、その非課税相当になる方までは行ってない18歳未満のお子さんの世帯が200名相当、非課税に該当する方が今回申請できるわけなのですが、その方が大体80名程度ということで予算を組んでおります。もし足りなくなる場合、多くの方が申請をしていただいで該当になる場合には、今後補正をお願いすることもあるかと思えます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。

200の中で80名程度見込んでいるということで、これがはっきりと数がまた出てくるとは思うのですが、迅速な対応と同時に、柔軟な対応をぜひしていただきたいなと思えますので、これはお願いということで、よろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

1番、森沢望美議員。

○1番 森沢望美議員 すみません。こちらの中のシステム改修委託料なのですが、先ほどお話を伺いますと、以前にもこういった実際に振り込まれるという仕組みがあって、さらにそれを使うのではないかということで、なぜこの金額になったかをちょっとお教えいただきたいと思えます。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 ただいまの質問にお答えいたします。

このシステム改修費につきましては、昨年度のシステム改修をしておりますけれども、こちらのほうが所得のほうの児童手当の受給者が昨年度の対象となっておりますので、その対象の方につきましては税のセットをするというか、税の内容を新たなものにするようになりますので、令和5年度の所得が確定、税が確定しましたら、そちらのほうをシステムのほうに取り込むというような経費になっております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

〔「ないです。ありがとうございます」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第30号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。



◎議案第31号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 日程第15、議案第31号 横瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、12番、若林清平議員の退場を求めます。

〔12番 若林清平議員退場〕

○新井鼓次郎議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第31号 横瀬町監査委員の選任についてであります。議員のうちから選任する横瀬町監査委員欠員につき、若林清平氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものであります。ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第31号 横瀬町監査委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

12番、若林清平議員の入場を求めます。

〔12番 若林清平議員入場〕

○新井鼓次郎議長 12番、若林清平議員に申し上げます。

ただいま議案第31号につきましては、原案のとおり同意された旨、報告をいたします。

それでは、若林清平議員のごあいさつをお願いいたします。

○12番 若林清平議員 議長よりご指名ですので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、横瀬町監査委員の選任につきまして、議員各位のご同意をいただきまして、選任ということになりました。皆様方の期待に応えられるように監査委員の職務を全うしていきたい、このように思っておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 以上で監査委員のあいさつを終わります。



◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 日程第16、議案第32号 横瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第16、議案第32号 横瀬町監査委員の選任についてであります。横瀬町監査委員大沢賢治氏の任期は、令和5年5月15日で満了となりますが、引き続き大沢賢治氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものであります。なお、任期は4年であります。

大沢さんは、横瀬町第11区にお住まいで、昭和29年9月26日生まれの68歳でございます。監査委員として適任と思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し採決したいと思いますので、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第32号 横瀬町監査委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第33号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 日程第17、議案第33号 横瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、3番、町田多議員の退場を求めます。

〔3番 町田 多議員退場〕

○新井鼓次郎議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第17、議案第33号 横瀬町公平委員会委員の選任についてであります。横瀬町公平委員会委員町田博子氏の任期は、令和5年6月19日で満了となりますが、引き続き町田博子氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。なお、任期は4年であります。

町田さんは、横瀬町第19区にお住まいで、昭和40年4月28日生まれの58歳でございます。公平委員会委員として適任と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第17、議案第33号 横瀬町公平委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号はこれを原案のとおり同意することに決定いたしました。

3番、町田多議員の入場を求めます。

〔3番 町田 多議員入場〕

○新井鼓次郎議長 3番、町田多議員に申し上げます。

ただいま議案第33号につきましては、原案のとおり同意された旨、報告いたします。



◎閉会中の継続審査の申し出

○新井鼓次郎議長 ここでお諮りいたします。

議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 ここで字句の整理についてお諮りをいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○新井鼓次郎議長 以上で本臨時会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和5年第4回横瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

臨時議長 若 林 清 平

議 長 新 井 鼓 次 郎

署名議員 森 沢 望 美

署名議員 関 貴 志

署名議員 町 田 多